

発行登録追補目論見書

2025 年 6 月

三井住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7-関東1-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月5日

【会社名】 三井住友信託銀行株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大 山 一 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(3286)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 加 藤 祐 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(3286)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合資金部主管 府 川 剛 士

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 40,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年4月4日
効力発生日	2025年4月12日
有効期限	2027年4月11日
発行登録番号	7-関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 600,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 600,000百万円
(600,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	4
3 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	7
第1 【公開買付け又は株式交付の概要】	7
第2 【統合財務情報】	8
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付 子会社との重要な契約）】	9
第三部 【参照情報】	10
第1 【参照書類】	10
第2 【参照書類の補完情報】	11
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	12
第四部 【保証会社等の情報】	13
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	14
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	15
・第13期事業年度（2024 年 4 月 1 日から2025 年 3 月31 日まで）の業績の概要	19

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第35回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金40,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金40,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.402%
利払日	毎年6月12日及び12月12日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年12月12日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日及び12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2030年6月12日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2030年6月12日にその総額を償還する。 (2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年6月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年6月12日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第 1 項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからAA－（ダブルAマイナス）の信用格付を2025年6月5日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAA（ダブルA）の信用格付を2025年6月5日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
- ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
- ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本(注)4(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	20,800	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は総額1億円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	6,400	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	2,400	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	1,200	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	400	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	400	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	400	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	400	
計	—	40,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
40,000	110	39,890

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額39,890百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第 2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第 2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日) 2024年 6 月21日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第13期中(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日) 2024年11月28日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年 6 月 5 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を2025年 2 月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年6月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている、2024年度の目標とする経営指標については、三井住友トラストグループ株式会社が実績値（未監査）を公表しております。これらの事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(2025年6月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項也没有。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友信託銀行株式会社 本店

(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 三井住友信託銀行株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 大 山 一 也

1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2025年4月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年1月23日の募集）

券面総額又は振替社債の総額

30,000百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

2025年3月31日現在、当社は、銀行持株会社である三井住友トラストグループ株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社で構成される三井住友トラストグループの中核をなす信託銀行として、統一されたグループ経営戦略に基づき、多様な事業を行っております。

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社37社及び持分法適用関連会社21社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	1, 446, 598	1, 255, 551	1, 249, 695	1, 695, 357	2, 349, 790
うち連結信託報酬	百万円	99, 816	102, 883	110, 539	109, 721	116, 269
連結経常利益	百万円	232, 268	156, 885	203, 664	265, 045	86, 295
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	147, 190	125, 358	149, 223	177, 649	65, 821
連結包括利益	百万円	△33, 490	178, 902	66, 845	180, 512	393, 204
連結純資産額	百万円	2, 212, 489	2, 341, 495	2, 348, 510	2, 468, 222	2, 791, 467
連結総資産額	百万円	56, 288, 892	63, 149, 243	64, 346, 726	68, 737, 987	75, 578, 189
1 株当たり純資産額	円	1, 305. 26	1, 381. 78	1, 385. 34	1, 456. 34	1, 648. 81
1 株当たり当期純利益	円	87. 89	74. 86	89. 11	106. 08	39. 30
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3. 88	3. 66	3. 60	3. 54	3. 65
連結自己資本利益率	%	6. 32	5. 57	6. 44	7. 46	2. 53
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2, 388, 345	6, 525, 876	△185, 086	2, 556, 372	4, 256, 169
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△624, 994	△472, 822	△845, 015	960, 590	△2, 577, 514
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△112, 475	△199, 897	△116, 693	△156, 900	△53, 959
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	10, 906, 648	16, 741, 171	15, 653, 061	19, 092, 918	20, 757, 770
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20, 104 [2, 058]	20, 472 [2, 098]	20, 281 [2, 090]	20, 571 [2, 148]	20, 972 [2, 280]
信託財産額	百万円	224, 425, 327	239, 846, 590	248, 215, 419	256, 225, 715	257, 466, 804

- (注) 1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を 2022 年度の期首から適用しております。2022 年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日)等を 2021 年度の期首から適用しております。2021 年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、2021 年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020 年度の連結財務諸表の組替えを行っております。
4. 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
7. 連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社 1 社です。

(2) 単体

回次		第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
決算年月		2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
経常収益	百万円	1,036,047	845,587	839,361	1,310,130	1,956,473
うち信託報酬	百万円	99,816	102,883	110,539	109,721	116,269
経常利益	百万円	176,443	114,003	150,808	224,597	58,701
当期純利益	百万円	124,706	95,941	113,343	169,135	57,839
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式	千株	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537
純資産額	百万円	2,017,424	2,049,539	2,051,305	2,127,915	2,364,571
総資産額	百万円	54,596,753	61,322,366	62,530,092	66,824,746	73,338,642
預金残高	百万円	30,537,466	33,174,292	32,898,724	35,041,223	37,151,896
貸出金残高	百万円	29,953,513	30,691,618	30,916,363	31,947,351	33,773,133
有価証券残高	百万円	6,625,035	7,090,335	7,951,169	6,999,285	9,952,494
1株当たり純資産額	円	1,204.76	1,223.94	1,224.99	1,270.74	1,412.07
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	47.18 (34.20)	28.65 (16.80)	32.01 (17.92)	40.68 (21.97)	52.43 (22.81)
1株当たり当期純利益	円	74.47	57.29	67.68	101.00	34.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.69	3.34	3.28	3.18	3.22
自己資本利益率	%	5.81	4.71	5.52	8.09	2.57
配当性向	%	63.35	50.00	47.29	40.27	151.79
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	13,527 [458]	13,740 [491]	13,608 [514]	13,757 [550]	13,848 [629]
信託財産額	百万円	224,425,327	239,846,590	248,215,419	256,225,715	257,466,804
信託勘定貸出金残高	百万円	1,543,160	1,804,393	2,131,254	2,154,605	2,407,320
信託勘定有価証券残高	百万円	1,075,184	857,610	859,127	846,569	830,452

- (注) 1. 時価算定会計基準適用指針を第 11 期 (2023 年 3 月) の期首から適用しております。2022 年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。
2. 収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等を第 10 期 (2022 年 3 月) の期首から適用しております。2021 年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、第 10 期 (2022 年 3 月) よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第 9 期 (2021 年 3 月) の財務諸表の組替えを行っております。
4. 第 12 期 (2024 年 3 月) の普通株式の中間配当についての取締役会決議は 2023 年 11 月 14 日に行いました。
5. 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
7. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。
8. 株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高は、該当金額がないため記載しておりません。

10. 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高は、該当金額がないため記載しておりません。
11. 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高は、該当金額がないため記載しておりません。

第 13 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の業績の概要

2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において承認された第 13 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類ではなく、また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

なお、計算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第13期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金	24,728,511	預 金	37,387,431
現 預 け	64,772	当 座 預 金	1,211,213
コ ー ル	24,663,738	普 通 預 金	7,948,228
買 入 現 金	21,000	貯 蓄 預 金	1,492
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	803,722	通 知 預 金	62,299
買 入 金 銭 債 権	95,400	定 期 預 金	26,539,967
特 定 取 引 資 産	108,103	そ の 他 の 預 金	1,624,229
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	2,345,454	譲 渡 性 預 金	9,693,098
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	9,712	コ ー ル マ ネ	318,617
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	24	売 現 先 勘 定 債	2,391,583
特 定 金 融 派 生 商 品	836	特 定 取 引 負 債	2,092,440
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	2,181,111	商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	19
金 銭 の 信 託	153,770	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	55
有 価 証 券	99	特 定 金 融 派 生 商 品	2,092,364
国 債	11,431,249	借 入 金	9,211,612
地 方 債	5,200,225	借 入 金	9,211,612
社 債	43,517	外 国 為 替	5,346
株 式 債	671,848	外 国 他 店 預 り	4,906
そ の 他 の 証 券	1,172,009	未 払 外 国 為 替	440
貸 出 金 形	4,343,648	短 期 社 債	2,326,153
割 引 手 貸 付	32,253,158	社 信 託 勘 定 債	2,753,883
手 形 貸 付	304	そ の 他 負 債	2,777,977
証 書 貸 付	221,574	未 決 済 為 替 借	667
当 座 貸 付	29,512,071	未 払 法 人 税	45,727
外 国 為 替	2,519,208	未 払 費 用	191,442
外 国 他 店 預 け	53,453	未 受 収 益	42,677
そ の 他 資 産	53,453	先 物 取 引 差 金 勘 定	506
未 決 済 為 替	2,597,793	借 入 商 品 債 券	5,065
未 払 費 用	1,198	金 融 派 生 商 品	1,540,454
未 収 収 益	4,227	金 融 商 品 等 受 入 担 保	585,225
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	248,309	リ ー ス 債 務	5,197
先 物 取 引 差 金 勘 定	15,766	資 産 除 去 債 務	4,349
金 融 派 生 商 品	424	そ の 他 の 負 債	356,665
金 融 商 品 等 差 入 担 保	1,129,947	賞 与 引 当 金	10,894
そ の 他 の 資 産	785,327	役 員 賞 与 引 当 金	138
有 形 固 定 資 産	412,591	株 式 給 付 引 当 金	1,194
建 物	180,966	退 職 給 付 引 当 金	1,215
土 地	59,610	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,390
リ ー ス 資 産	101,952	偶 発 損 失 引 当 金	1,422
建 設 仮 勘 定 資 産	3,288	繰 延 税 金 負 債	123,520
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	773	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,451
無 形 固 定 資 産	15,341	支 払 承 諾	545,775
ソ フ ト ウ ェ ア	138,160	負 債 の 部 合 計	73,139,418
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	134,560		
前 払 年 金 費 用	3,599		
支 払 承 諾 見 返 金	296,362		
貸 倒 引 当 金	545,775		
投 資 損 失 引 当 金	△108,659		
	△3,938		
		（純 資 産 の 部）	
		資 本	342,037
		資 本 剰 余 金	343,066
		資 本 準 備 金	273,016
		そ の 他 資 本 剰 余 金	70,049
		利 益 剰 余 金	1,330,512
		利 益 準 備 金	69,020
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,261,491
		別 途 準 備 金	371,870
		繰 越 利 益 剰 余 金	889,621
		株 主 資 本 合 計	2,015,615
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	367,679
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△29,950
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,148
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	331,580
		純 資 産 の 部 合 計	2,347,195
資 産 の 部 合 計	75,486,614	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	75,486,614

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	収 益	2, 184, 377
信 託	報 酬	121, 189
信 資	金 運 用 収 益	1, 167, 935
	貸 出 金 利 息	660, 246
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	333, 299
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	2, 235
	買 現 先 利 息	633
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	71
	預 け 金 利 息	147, 640
	そ の 他 の 受 入 利 息	23, 808
役 務	取 引 等 収 益	242, 367
	受 入 為 替 手 数 料	1, 346
	そ の 他 の 役 務 収 益	241, 020
特 定	取 引 収 益	105, 933
	商 品 有 価 証 券 収 益	133
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	105, 039
	そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	761
そ の 他	業 務 収 益	395, 502
	外 国 為 替 売 買 益	368, 532
	国 債 等 債 券 売 却 益	11, 172
	国 債 等 債 券 償 還 益	9
	金 融 派 生 商 品 収 益	15, 641
	そ の 他 の 業 務 収 益	146
そ の 他	経 常 収 益	151, 449
	株 式 等 売 却 益	146, 418
	債 却 債 権 取 立 益	899
	そ の 他 の 経 常 収 益	4, 130
経 常	費 用	1, 873, 632
信 資	金 調 達 費 用	1, 249, 045
	預 金 利 息	361, 472
	預 譲 渡 性 預 金 利 息	375, 345
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	2, 147
	売 現 先 利 息	120, 989
	借 用 金 利 息	40, 688
	短 期 社 債 利 息	104, 407
	社 債 利 息	80, 662
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	135, 705
	そ の 他 の 支 払 利 息	27, 626
役 務	取 引 等 費 用	122, 660
	支 払 為 替 手 数 料	856
	そ の 他 の 役 務 費 用	121, 803
特 定	取 引 費 用	3, 073
	特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	3, 073
そ の 他	業 務 費 用	56, 976
	国 債 等 債 券 売 却 損	52, 665
	国 債 等 債 券 償 却	46
	そ の 他 の 業 務 費 用	4, 263
営 業	経 常 費 用	309, 759
そ の 他	経 常 費 用	132, 118
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17, 022
	貸 出 金 償 却	7, 015
	株 式 等 売 却 損	59, 197
	株 式 等 償 却	13, 303
	そ の 他 の 経 常 費 用	35, 579
経 常	利 益	310, 745

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
特 別 利 益		2,770
固 定 資 産 処 分 益	168	
そ の 他 の 特 別 利 益	2,601	
特 別 損 失		8,500
固 定 資 産 処 分 損	1,275	
減 損 損 失	7,225	
税 引 前 当 期 純 利 益		305,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	77,768	
法 人 税 等 調 整 額	△12,316	
法 人 税 等 合 計		65,451
当 期 純 利 益		239,563

第13期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	342,037	273,016	70,049	343,066	69,020	1,151,293	1,220,314	1,905,417
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△129,676	△129,676	△129,676
当 期 純 利 益						239,563	239,563	239,563
土地再評価差額金の取崩						310	310	310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	110,197	110,197	110,197
当 期 末 残 高	342,037	273,016	70,049	343,066	69,020	1,261,491	1,330,512	2,015,615

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	488,370	△23,449	△5,767	459,153	2,364,571
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△129,676
当 期 純 利 益					239,563
土地再評価差額金の取崩					310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△120,691	△6,501	△380	△127,573	△127,573
当 期 変 動 額 合 計	△120,691	△6,501	△380	△127,573	△17,375
当 期 末 残 高	367,679	△29,950	△6,148	331,580	2,347,195

第13期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法

人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき算定し、これに将来予測を勘案した調整を加えております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,386百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. 収益の計上方法

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、「信託報酬」及び資産管理報酬、証券代行手数料、不動産仲介手数料、投資信託・保険販売手数料等の「役務取引等収益」であります。

各取引における履行義務の充足時点はそれぞれの経済実態を踏まえて以下のとおり判定しております。なお、取引の対価は履行義務充足後、概ね6ヵ月以内に受領するものが大宗であり、対価の金額に重要な金融要素は含んでおりません。

信託報酬及び資産管理報酬は、主に投資家事業及び個人事業で計上されており、信託約款・各種契約等に基づき、資産管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

証券代行手数料は、主に法人事業で計上されており、株主名簿管理事務委託契約等に基づき、株主名簿管理サービス等を履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産仲介手数料は、主に不動産事業で計上されており、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

投資信託・保険販売手数料は、主に個人事業で計上されており、取引約款・委託契約等に基づき、商品説明や販売受付事務サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、商品販売時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジとして処理する

方法を適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち一部の株式から生じる株価変動リスクに対する個別ヘッジについて、ヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(4) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用に計上しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

- (1) 当事業年度に計上した金額：108,659百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、与信取引先（以下、「取引先」という。）について、決算開示や信用力に影響を及ぼす事態発生の都度、財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力に応じた「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定結果及び担保等による保全状況等に基づき貸倒引当金を算定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、取引先の定量的な要素に加え、定性的な要素を勘案しております。

（債務者区分の定義）

債務者区分	定義
正常先	業績が良好で財務状況にも特段問題がない。
要注意先	業績低調ないし不安定、財務内容に問題がある、あるいは金利減免・棚上げ先等貸出条件に問題があり、今後の管理に注意を要する。
要管理先	要注意先のうち、貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有するもの。
破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

貸倒引当金については、債務者区分ごとに以下のように算定しております。

債務者区分	貸倒引当金の算定方法
正常先	1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。
要注意先及び要管理先	3年間の貸倒実績又は倒産実績に基づく貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
実質破綻先及び破綻先	直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

正常先、要注意先及び要管理先については、貸倒実績率等が変動した場合、貸倒引当金に影響を及ぼします。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額が変動した場合、貸倒引当金に重要な影響を及ぼします。

- (3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整

当社は、先行き不透明な経済環境が取引先の将来の業績及び資金繰りに与える影響や、一部の取引先に固有のリスクが顕在化する可能性に鑑み、取引先の財務情報及び過去の貸倒

実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整として、「将来予測を勘案した見積り手法による追加的な貸倒引当金」（以下、「特例引当金」という。）を計上しております。

（前事業年度）

当社では、依然としてインフレやそれに対応した金融引き締めが続いており、経済環境が不透明な状況にあり、また一部の取引先に固有のリスクが顕在化する可能性に鑑み、「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している取引先」を定期的に見直したうえで、それらの取引先の与信に対して特例引当金を15,188百万円計上しております。

（当事業年度）

インフレやそれに対応した金融引き締めが続く中で2025年3月に米国の関税政策が公表され、グローバル経済の下振れリスクが高まりました。米国の関税政策の影響は金融商品の価格の下落及び流動性ボラティリティの拡大に加え、時間経過に伴い実体経済へ波及することが想定され、政策の不確実性により経済環境の不透明さはより一層増しております。かかる状況下、当社では「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している取引先」の見直しを行い、それらの取引先の与信に対して前事業年度と同様の枠組みで、足元の経済環境の不透明さを踏まえたうえで特例引当金を計上しております。

なお、具体的な計算方法は以下のとおりであります。

- ① 選定された取引先の与信について、内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、定量的な情報等に基づいた将来の内部格付遷移を予測
- ② 上記の内部格付遷移を仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、特例引当金を計上

上記に基づいて26,200百万円の特例引当金を計上しております。

なお、特例引当金計上に当たって採用した仮定については不確実性が高く、経済環境の変化により取引先の業績及び資金繰りに与える影響や、一部の取引先に固有のリスクの態様が変化した場合には、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当事業年度に計上した金額：311,827百万円

退職給付債務311,827百万円から年金資産628,391百万円を控除し、未認識数理計算上の差異21,416百万円を加えた純額295,147百万円を貸借対照表上、前払年金費用296,362百万円及び退職給付引当金1,215百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用等については、数理計算上の計算基礎に基づいて算出されております。この計算基礎には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

主要な数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	2.1%
長期期待運用収益率	3.5%

当社は、国内の優良社債の利回りに基づいて割引率を設定しており、債券のうち、満期までの期間が予想される将来の給付支払いの時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。また、長期期待運用収益率については、過去の運用実績及び将来利回りに対する予測を評価することにより設定しております。長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益率の加重平均値を採用しております。

(3) 計算基礎の変更による計算書類への影響

上記(2)に記載した計算基礎については、退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼします。当社における割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の計算書類への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への 影響額	退職給付債務への 影響額
割引率 : 0.5%減少	1,639百万円の増加	21,601百万円の増加
: 0.5%増加	1,474百万円の減少	19,367百万円の減少
長期期待運用収益率 : 0.5%減少	3,141百万円の増加	—
: 0.5%増加	3,141百万円の減少	—

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 637,722百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は788,871百万円、再貸付けに供している有価証券は626,436百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,500百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,919百万円
危険債権額	48,363百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	24,217百万円
合計額	85,501百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は304百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,693,849百万円
貸出金	4,332,934百万円
その他資産	206,343百万円
担保資産に対応する債務	
預金	18,315百万円
売現先勘定	1,781,188百万円
借入金	7,017,408百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,272,845百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金21,323百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は15,293,180百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは

10,478,474百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日及び1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格、同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

- | | | |
|-----|--|--------------|
| 8. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 170,085百万円 |
| 9. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 26,449百万円 |
| 10. | 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金701,000百万円が含まれております。これらは全額、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金であります。 | |
| 11. | 社債には、劣後特約付社債72,998百万円が含まれております。 | |
| 12. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は53,639百万円であります。 | |
| 13. | 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,330,896百万円であります。 | |
| 14. | 関係会社に対する金銭債権総額 | 1,620,247百万円 |
| 15. | 関係会社に対する金銭債務総額 | 1,059,853百万円 |
| 16. | 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額に達しているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益

信託報酬	304百万円
資金運用取引に係る収益総額	81,970百万円
役務取引等に係る収益総額	4,816百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	7,003百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	9,977百万円
役務取引等に係る費用総額	34,549百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	5,067百万円
その他の取引に係る費用総額	36,297百万円

2. 「その他の特別利益」は、抱合せ株式消滅差益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
別途準備金	371,870百万円	－百万円	371,870百万円
繰越利益剰余金	779,423百万円	110,197百万円	889,621百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△78

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	116,459	119,206	2,746
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,800	11,808	8
	その他	28,146	28,171	25
	外国債券	28,146	28,171	25
	その他	—	—	—
	小 計	156,405	159,185	2,780
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	28,119	28,066	△53
	外国債券	—	—	—
	その他	28,119	28,066	△53
	小 計	28,119	28,066	△53
合 計		184,524	187,251	2,727

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	15,987	209,561	193,574
合計	15,987	209,561	193,574

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	571,959
関連法人等株式	49,775
合計	621,735

子会社・子法人等及び関連法人等に対する出資金を含めております。

当事業年度において子会社・子法人等株式の減損処理を行い、経常費用の「その他経常費用」に11,080百万円を計上しております。

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株式	838,790	276,148	562,641
	債券	619,215	616,658	2,557
	国債	341,495	340,332	1,162
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	277,720	276,325	1,394
	その他	2,406,409	2,371,342	35,066
	外国株式	2,083	258	1,825
	外国債券	2,118,961	2,104,850	14,110
	その他	285,364	266,233	19,130
	小 計	3,864,415	3,264,148	600,266
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	46,416	66,475	△20,059
	債券	5,168,116	5,217,209	△49,093
	国債	4,742,270	4,780,897	△38,626
	地方債	43,517	45,298	△1,780
	短期社債	—	—	—
	社債	382,327	391,014	△8,686
	その他	1,202,978	1,228,870	△25,892
	外国株式	—	—	—
	外国債券	1,001,877	1,014,528	△12,650
	その他	201,100	214,342	△13,241
	小 計	6,417,510	6,512,555	△95,045
合 計		10,281,926	9,776,704	505,221

上記の差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は4,234百万円（費用）であります。

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	88,848
組合出資金	326,289
その他	5,104

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
なお、当事業年度において、非上場株式について2,152百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	223,076	143,695	782
債券	448,908	201	3,566
国債	438,862	201	3,566
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	10,046	—	—
その他	3,478,106	13,693	107,272
外国株式	124	11	—
外国債券	3,136,331	10,970	49,099
その他	341,650	2,711	58,172
合 計	4,150,092	157,590	111,620

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式70百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	99	99	—	—	—

（注）当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有価証券償却税分	34,596百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額（貸出金償却含む）	29,192
繰延ヘッジ損益	13,785
その他	54,771
繰延税金資産小計	132,345
評価性引当額	△23,303
繰延税金資産合計	109,042
繰延税金負債	
退職給付関係	57,138
その他有価証券評価差額金	169,235
その他	6,189
繰延税金負債合計	232,563
繰延税金負債の純額	123,520百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は5,033百万円増加し、その他有価証券評価差額金は4,832百万円減少し、繰延ヘッジ損益は393百万円増加し、法人税等調整額は594百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は69百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	三井住友トラスト グループ株式会社	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の借入	150,000	借入金	701,000
				資金の返済	70,000		
				利息の支払	8,148	未払費用	2,275

取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金は全額、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,401円69銭
1株当たりの当期純利益金額	143円06銭

(重要な後発事象)

(連結される子会社株式の売却)

当社は2024年11月12日開催の取締役会において、連結される子会社である三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社（以下、「三井住友トラストL&F」という。）の株式を一部売却することを決議し、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループとの間で締結した株式譲渡契約に基づき、2025年4月1日に売却いたしました。

本取引により売却益約244億円を特別利益に計上する見込であります。

なお、三井住友トラストL&Fは2025年4月1日付で株式会社L&Fアセットファイナンスに商号を変更しています。

(持分法適用の関連法人等株式の売却)

当社は2025年3月26日開催の経営会議において、持分法適用の関連法人等であるMarubeni SuMiT Rail Transport Inc.（以下、「MSRT」という。）の当社が保有する全株式251株を売却することを決議し、2025年4月18日に株式譲渡契約を締結いたしました。

本取引による売却損益は現在精査中であります。